

E. 健康管理について

1. 健康保険証について

【自宅外通学生】

- (1) 保険証（学生が常に自分で持っているような状態にしてください。）

扶養親族（保護者）の健康保険証から分離した「遠隔地用被扶養者健康保険証」の発行手続きを
してください。手続きには、在学証明書が必要となります。

家族個別のカードをお持ちの場合はそれで結構です。

●国民保険の方→ 各市町村役場の国民保険係へ申請してください。

●社会保険、共済、官公庁などの方→ 勤務先の保険担当者へ申請してください。

（国保以外の方）

※病院受診時に保険証を提示しないと自費診療（全額負担）でしか診ていただけません。くれぐれも本人が自分の保険証を所持してください。

【留学生】

- (1) 国民健康保険の加入手続きを市役所で行ってください。

この保険に加入していない場合、病気やケガなどで病院受診すると、高額な医療費がかかります。

加入すれば、3割負担となります。

2. 定期健康診断について

- ・学校保健安全法第13条に基づき、毎年、年度当初に定期健康診断を実施します。
これは健康の保持増進を図り、疾病の早期発見や治療勧告を行い、学生の健康管理を目的とします。
定期健康診断の受診は法によって定められています。必ず、受けてください。
- ・未受診者は学生通則第22条第3項の通り自己負担（健診費用+文書科で数千円かかる）で医療機関に健康診断を受けに行き、健康診断書を大学へ提出しなければなりません。
- ・健康診断の結果は奨学生の推薦や実習関係、就職試験時に証明が必要となる事があり、受診者は本学の健康診断証明書（¥200）を発行できます。

3. 体調不良やケガ、心や身体のことでの心配なことがある時について

キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター（研究棟1階）へ来てください。

傷病については応急処置をします。相談事は一緒に考えましょう。

4. AEDについて

- ・学内に9台、学外の空手練習場に1台設置しています。（P46）
- ・毎年、全1年生対象の講習会を実施しています。